

2022年3月18日

法務大臣勉強会 参考資料

「還流型」外国人労働者受入れの限界

移住者と連帯する全国ネットワーク副代表理事
国土舘大学教員

鈴木 江理子

1

＜定住型と還流型＞

定住型：要件を満たせば、在留期間更新や在留資格変更が可能で、**家族帯同**も可能、**永住**や**日本国籍取得への道**が開かれている受入れ

還流型：在留期間に上限が設定され、家族の帯同を認めない受入れ（一定期間で**必ず帰らなければならない**）

ただし…

- * 「**在留資格**」によって制約される外国人は、たとえ定住型であっても、長期の滞在が保障されているわけではない
- * 管理・監視強化が進行するなか、在留資格取消し事由や退去強制事由に該当すれば、正規の滞在継続が困難になる

2

表 在留資格一覧

* 日本に入国し在留する外国人は、原則として、「出入国管理及び難民認定法」に定めるいずれかの在留資格を有していなければならない。

ニューカマー		
<p>◆ 活動に基づく在留資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外交 ○ 教授 ○ 報道 ○ 法律・会計業務 ○ 企業内転勤 ○ 教育 ○ 特定技能 ○ 留学 ○ 特定活動 ○ 文化活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公用 ○ 宗教 ○ 高度専門職 ○ 技術・人文知識・国際業務 ○ 研究 ○ 技能 ○ 研修 ○ 家族滞在 	<p style="text-align: right;">← 専門的・技術的労働者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術 ○ 経営・管理 ○ 医療 ○ 興行 ○ 介護 ○ 技能実習 ○ 短期滞在
<p>◆ 身分または地位に基づく在留資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 永住者 ○ 日本人の配偶者等 ○ 永住者の配偶者等 ○ 定住者 		

注) なお、入管法上の地位ではないが、入管特例法に規定される「特別永住者」という在留の資格がある。

出所: 「出入国管理及び難民認定法」等をもとに筆者作成

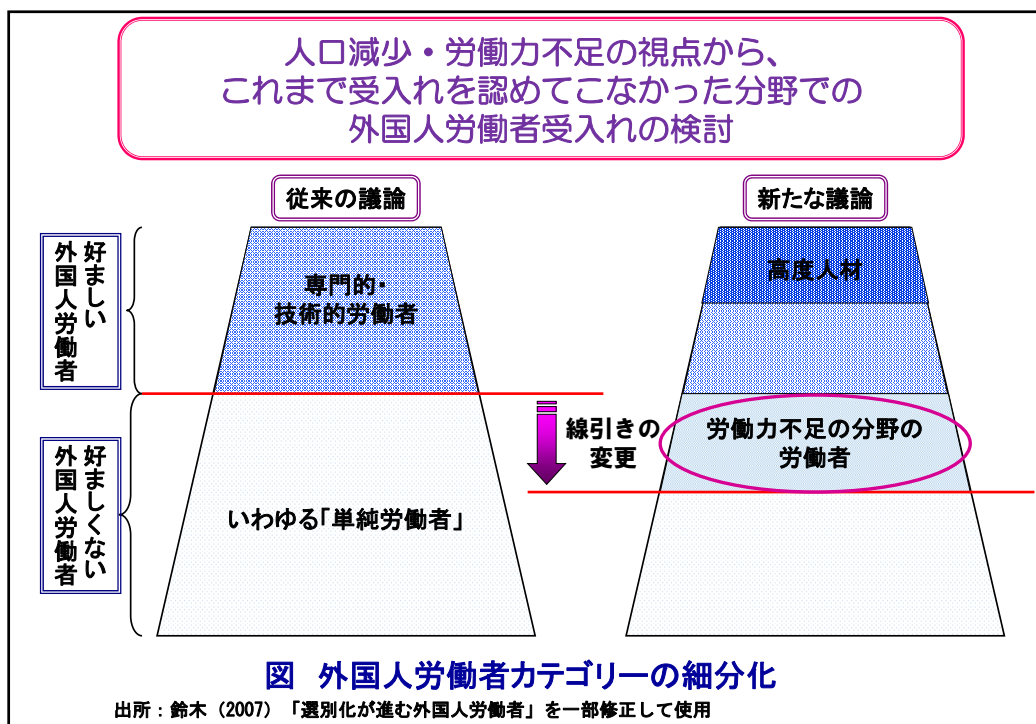
オールドタイマー

3

＜外国人労働者受入れの基本方針①＞

- **雇用対策基本計画（第6次1988年6月～9次99年8月）**
 - ✓ 我が国経済社会の活性化、国際化に資する
 - ✓ 専門的・技術的分野の外国人労働者は（積極的に）受け入れる。いわゆる単純労働者は十分慎重に対応する
⇒ **労働力不足への対応**という視点はない
- **出入国管理基本計画（第3次2005年3月）**
 - ✓ 出入国管理行政としても、**人口減少時代における外国人労働者受入れの在り方を検討すべき時期**に来ていると考えられる。
 - ✓ 現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて**着実に検討していく**

4



5

＜「新たな外国人」受入れの提言＞

国際技能協力を目的とする現行研修実習制度を廃止し、国内で**必要な労働力確保**に資することを目的とする「**外国人労働者短期就労制度**」の創設を提言する。 還流型

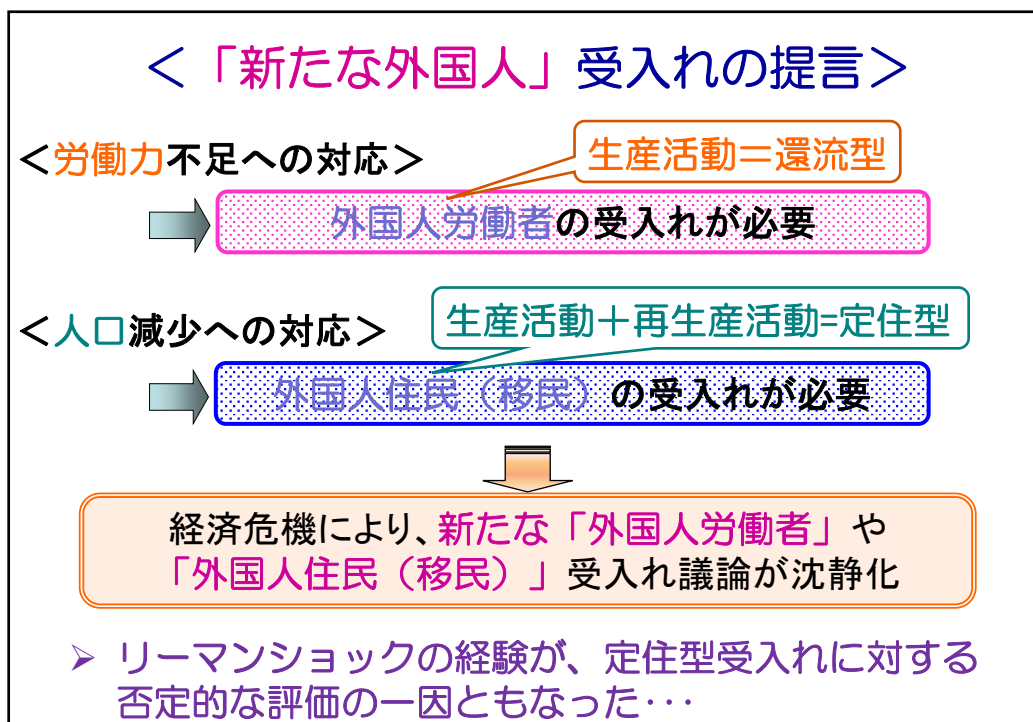
（自民党国家戦略本部外国人労働者問題PT
「『外国人労働者短期就労制度』の創設の提言」2008年7月）

日本の**人口危機を救う効果的な治療法**は、**海外からの移民の受入れ**以外にないのである。日本の生きる道は、世界に通用する国際国家として自らを世界に開き、移民の受入れにより**日本の活性化**を諮る「**移民立国**」への転換である。 定住型

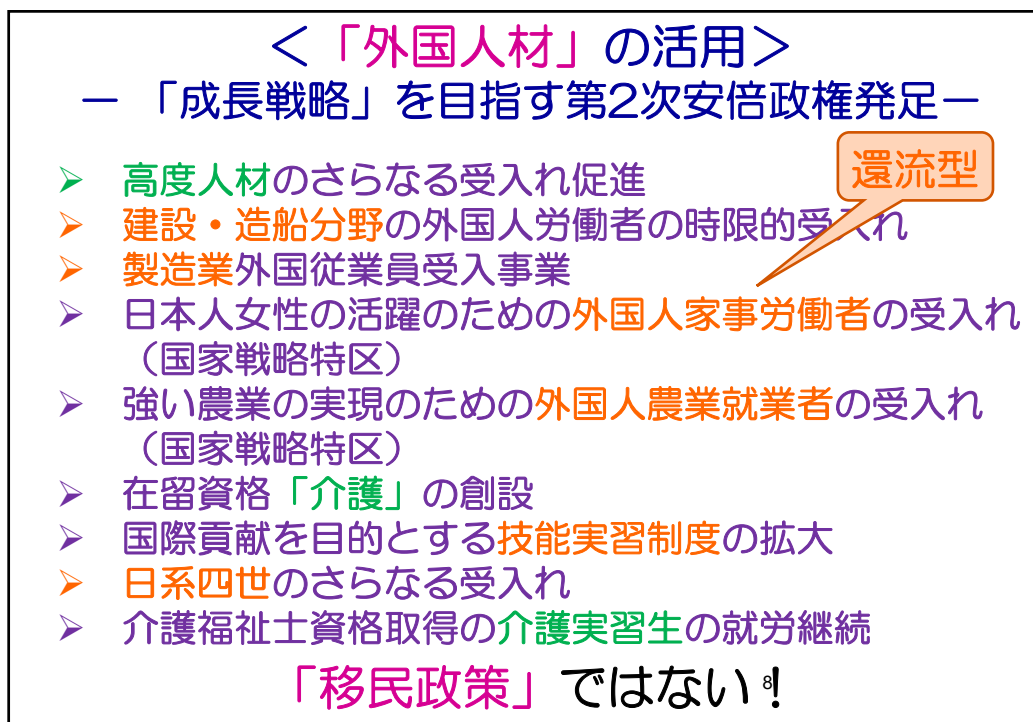
（自民党国家戦略本部日本型移民国家への道PT
「人材開国！日本型移民国家への道」2008年6月）

➤ **いずれも（将来的に）技能実習制度の廃止を提言！**

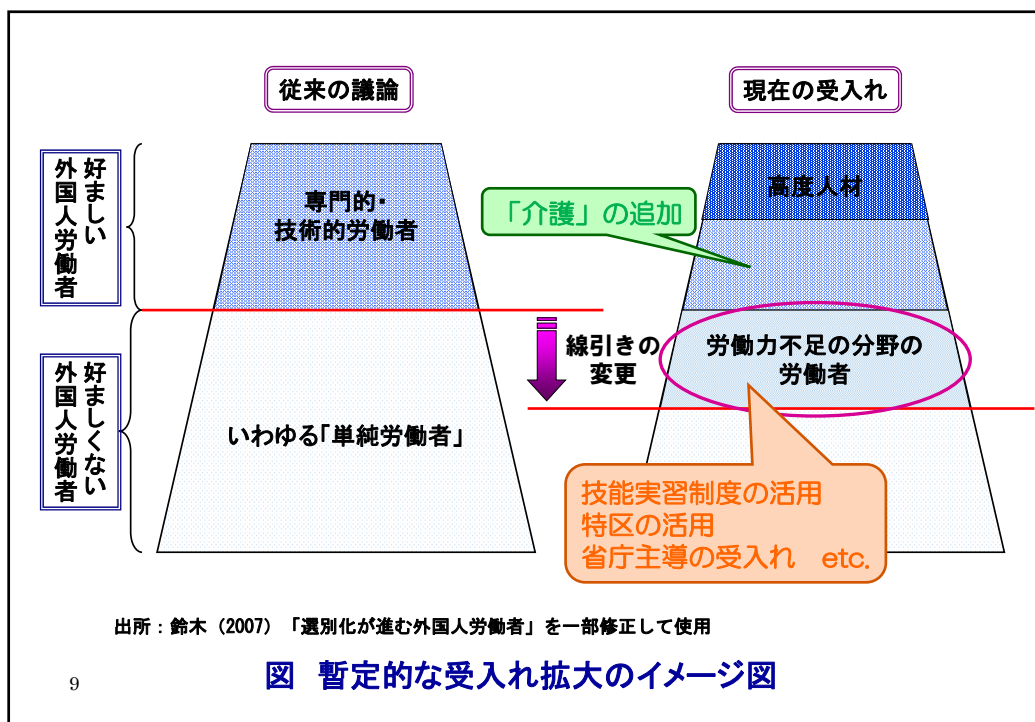
6



7



8



9

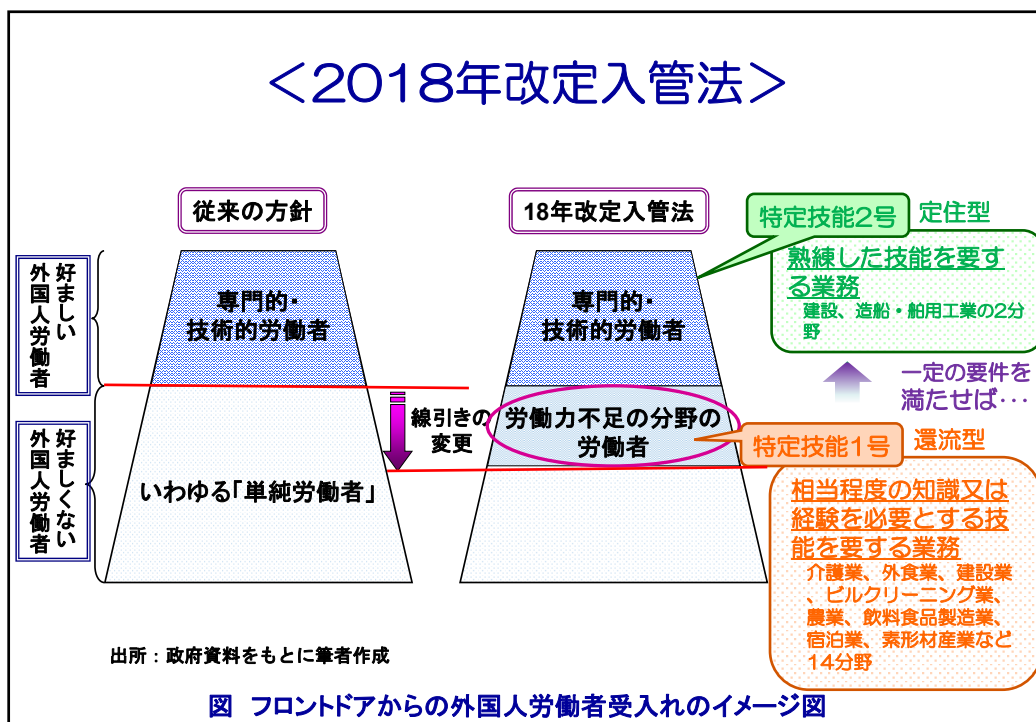
＜外国人労働者受入れの基本方針②＞

- 骨太の方針（2018年版2018年6月）
 - ✓ 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化
 - ✓ 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある
 - ✓ 真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する（2018年版）

↓

- 2018年改定入管法骨太の方針（翌19年4月施行）
 - ✓ 在留資格「特定技能」の創設

10



11

＜「還流型」受入れの問題点①＞

- 人権の視点から
 - ✓ 家族とともに暮らす権利が認められていない
 - ・ 技能実習5年、特定技能1号5年で、最長10年間、家族が離れて暮らさなければいけない可能性も
 - ✓ 妊娠・出産、育児など、“人間としての営み”が想定されていない
 - ・ 強制帰国を恐れるあまり、不幸な事件や事故が発生
 - ・ たとえ無事に出産できたとしても、その後の育児、子どもの在留資格などの壁
 - ・ 単なる「労働力（商品）」とみなす受入れ側の意識を助長
 - ・ ワークライフバランス、働き方改革を進める政府の取組みに逆行

12

＜「還流型」受入れの問題点②＞

➤ 産業への影響

- ✓ 「単身者」を前提とした低い労働条件の温存
 - ・ 長期の雇用関係を前提に、労働条件や就労環境を改善しようというインセンティブを阻害
 - ・ ますます日本人や定住型外国人が、忌避する傾向に
- ✓ 技能や知識等の継承、後継者の育成ができない
 - ・ 雇用主や日本人従業員の高齢化
- ✓ 将来的な産業の衰退 ⇒ 地域の衰退？
 - ・ 地域に魅力的な雇用の場がなくなれば、とりわけ移動が容易な若者は流出（社会減）
 - ・ 出生数の減少と高齢者の死亡（自然減）
 - ・ 小売業等生活関連サービスの撤退
 - ・ 自治、生活道路の管理、冠婚葬祭などの共同体の機能低下
 - ・ 医療サービスや公共交通サービスの縮小といったライフラインの危機

13

＜「還流型」受入れの問題点③＞

➤ 労働力需要への対応

- ✓ 国境は必ずしも開いているわけではない
 - ・ 労働力供給源を国外におき、必要に応じて都合よく「活用」することのリスク
- ✓ 将来的な労働力供給源の枯渇
 - ・ 還流型は、外国人労働者の継続的な新規入国を前提
 - ・ 東アジアにおける少子高齢化・人口減少の進行による、周辺国における労働力需要の拡大
 - ・ 現在の労働力供給国も、将来的に少子高齢社会へと移行
- ✓ 移住先（就労先）としての魅力に欠ける
 - ・ 東アジアにおける少子高齢化の進行による、周辺国との労働力獲得競争の激化

14

<「還流型」受入れの問題点④>

- 人口減少への対応
- ✓ 還流型外国人では、人口減少の進行を緩慢化することはできない
 - ・ 定住型外国人を受け入れなければ「50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持」は実現不可能
- ✓ 労働条件が改善されない地域からの若者の流出を誘引することで、むしろ場合によっては、人口減少を加速化
 - ・ 人口政策として政府が目指す東京一極集中の解消のためにも、労働条件を改善し、地域に魅力的な雇用機会を創出することが重要

15

<むすびにかえて>

- 単なる「労働力（商品）」ではなく、人間の受入れである ⇒ 脱商品化が必要
- 人間としての営みを前提とし、定住を妨げない受入れ制度が必要
- 低い労働条件や不安定雇用で、都合よく「活用」されることがないように、日本語や技能等習得の公的支援が必要
- 労働力需要が縮小した場合や、病気や事故、妊娠・出産など労働者側の事情に備えたセーフティネットの整備が必要

16

16